

第4章 協働の推進に向けて

- 1 協働を推進する上での役割
- 2 協働の原則（協働推進の共通ルール）
- 3 協働のプロセスの確立
- 4 協働を推進するための具体的な取組

第4章 協働の推進に向けて

1 協働を推進する上での役割

協働を推進するためには、区民をはじめ、公的なサービスを担うさまざまな団体がそれぞれの役割を認識するとともに、その特性を生かして主体的・積極的に取り組む必要があります。

(1) 区の役割

- ① 社会貢献活動団体の自主性および自立性を尊重した上で、必要な支援および環境整備に努めます。
- ② 効果的かつ効率的な施策を展開していくため、多様な団体との協働の推進に努めます。

(2) 区民の役割

新しい形の公共を創造するために、地域社会に関心を持って、積極的に公益活動に協力し、または自発的に参加するよう努めることが望まれます。

(3) 市民活動団体等の役割

- ① 自らの使命と責任において、その特性を十分に生かした公益活動を推進するとともに、当該活動が広く区民に理解されるよう努めることが望まれます。
- ② 団体が持つ特性を生かして、協働を推進することが望まれます。
- ③ 民主的で開かれた組織運営に努めることが望まれます。

(4) 企業の役割

- ① 企業としての社会的責任の遂行と地域社会の一員であることを認識し、地域との協働に関する理解を深め、積極的に公益活動に努めることが望まれます。
- ② 企業が持つ会議室などの資源を積極的に提供し、地域での公益活動の支援に努めることが望まれます。

2 協働の原則（協働推進の共通ルール）

協働事業に取り組むにあたっては、区と社会貢献活動団体が遵守すべき約束事（ルール）を定め、お互いが確認し合います。

（1）地域性の重視

中央区の文化・伝統・歴史を尊重しつつ、多様な区民ニーズに的確に応える意欲を持って協働事業に取り組むとともに、その活動を通して地域コミュニティの活性化に貢献します。

（2）事業目的の共有化

協働事業の目的を理解し、必要な情報を随時交換・共有します。

（3）立場の対等性

協働の団体同士が、独立した責任主体としての立場で合意形成を行い、それぞれの能力や規模に応じた義務と責任を果たします。

（4）相互理解・自主性の尊重

組織の成り立ちや意志決定の方法などお互いの違いを認識し、相手を尊重して対話を進めることにより、それぞれの役割を明確にして信頼関係を構築します。

（5）公開性・公平性・透明性の確保

協働の基本的事項や関係など企画段階から事業実施後の評価に至るまでのプロセスを公開し、協働の機会の公平性や地域社会への説明責任を果たします。

3 協働のプロセスの確立

協働事業の実施にあたっては、原則として、事業検討・協働相手の選定・評価など「協働のプロセス」すべてにわたって、透明性や公開性を確保していきます。

ただし、実施する事業の性格や制度的な制約などを踏まえ、可能な段階から取り組むなど積極的に協働を推進していきます。

(1) 企画段階への参画

区と社会貢献活動団体がそれぞれ知恵を出し合い、事業を企画します。

協働事業の企画においては、社会貢献活動団体が持つ柔軟で先駆的な発想を生かすとともに、選考の公開性や競争原理の導入など公正な手続きにより進めます。

(2) 事業目的の共有

区と社会貢献活動団体が地域で抱える課題を認識し、事業の目的を共有します。

特性が異なる各団体が地域の課題を共有し、協働により解決する目的や目標を理解し、確認し合います。

(3) 役割分担と責任の確認

区と社会貢献活動団体が役割と責任の分担など事業の実施方法を確認し合います。

協働によりお互いの特性を発揮しながら事業を実施するために、相手の考え方や手法の違いを理解し、どのような役割分担のもとに相乗効果が期待できるか、十分に協議します。

(4) 協働事業の実施

区と社会貢献活動団体が適切な実施手法により、それぞれの特性を発揮し事業を進めます。

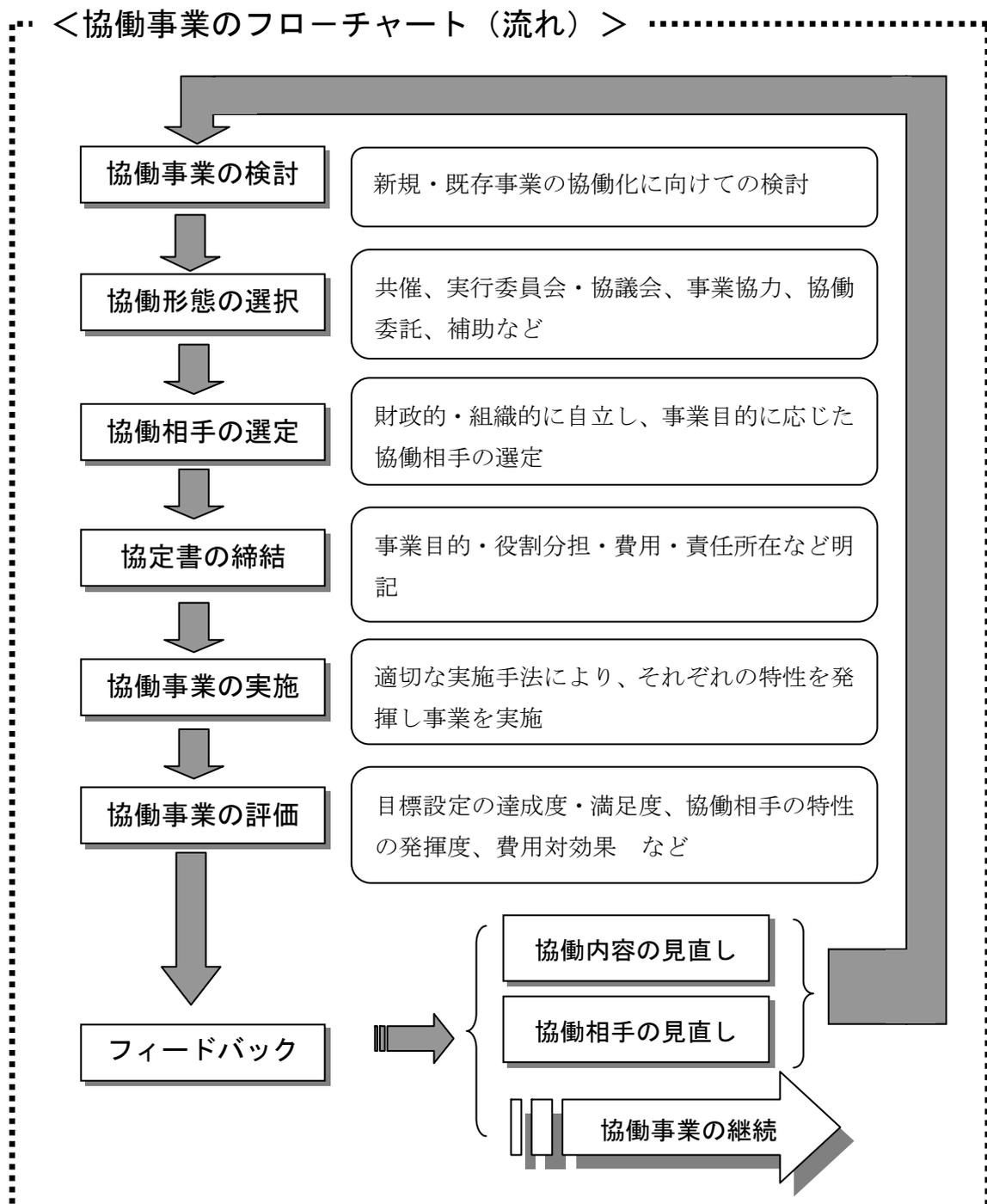
協働の形態としては、共催、補助、協働委託などがありますが、事業の目的や期待される事業効果、お互いの役割（主体性の発揮、責任の所在）などを総合的に判断して、ふさわしい手法を選択します。

(5) 評価と反映

事業実施後、協働事業の結果を評価し、評価を公表することによって得られた区民の意見などを次の協働事業へ反映します。

(6) 実施プロセスの公開

協働事業の信頼を高めるため、企画段階への参画から事業実施後の評価に至るまで、プロセスを情報公開し説明責任を果たします。



4 協働を推進するための具体的な取組

区では「地域との協働」を積極的に推進するために、第3章で掲げた「協働を進める上での課題と展望」を踏まえ、以下のような施策を展開していきます。

(1) 社会貢献活動についての理解とネットワークを広げます

地域に根ざした活発な社会貢献活動を区内で展開していくため、より多くの区民が社会貢献活動についての理解を深めるとともに、団体情報の共有・公開などネットワーク化を推進します。

① 団体情報バンクの導入

社会貢献活動や協働事業に対する区民の理解を深めるため、インターネットを通じて社会貢献活動団体の活動内容や協働の実施状況などを積極的に公開する情報バンクを導入します。

また、社会貢献活動を行いたい個人の情報や募集情報などを提供し、ボランティアコーディネートを行います。

② 区民向け協働講座の充実

区民の社会貢献活動に対する正しい理解を深めたり、社会貢献活動への参加の輪を広げるための講座を開催するなど、区民同士、または区民と社会貢献活動団体との新たなネットワークづくりの機会を提供します。

③ 協働情報紙の発行

区民をはじめ各団体との情報の共有化を図るため、社会貢献活動団体の活動情報や、協働に関する先進的な事例、区での取組などについての情報紙を定期的に発行します。

④ 協働事例集の作成

本区の協働事例について広く区民に周知するとともに、区と社会貢献活動団体が協働事業を行う際の参考資料として活用するため、協働事業の事例集を作成します。

(2) 協働を推進するための環境づくりを進めます

多様な社会貢献活動団体の自立性や独自性を最大限に尊重しながら、それら団体を「育む」視点に立って側面的な支援を行います。

① 団体向け協働講座の開催

社会貢献活動団体の組織運営やリーダーの養成など必要な専門スキルの習得や協働事業の推進を目的とした学習機会を提供します。

② 社会貢献活動に取り組む人材づくり

地域における社会貢献活動の推進と定着を図ることを目的に、専門的なアドバイザーの派遣や協働事業にかかわった経験のある団体や区民を協働アドバイザーとして育成するなど、地域の側から「協働」を推進する人材づくりを支援します。

③ 町会・自治会の活性化支援

町会・自治会における自主的な地域活動への参加と活動の輪を広げるために、新規転入者などの加入促進を図る「ちらし」や「ポスター」を作成するなど、町会・自治会の活性化に向けた支援を行います。

※1 ④ コミュニティビジネスの支援

多様な地域の課題をビジネス手法で解決し、その活動の利益を地域に還元するコミュニティビジネスの普及を図るため、社会貢献活動団体との共催による各種講座の開催や設立に向けての支援を行います。

⑤ 専門相談窓口の設置

社会貢献活動団体の組織運営や法人格の取得などに関する相談に応じるとともに、地域活動や協働事業に関する必要な情報を提供する相談窓口を設置します。

⑥ 協働事業提案制度の導入

地域の課題を解決するため、社会貢献活動団体が持つ柔軟性・迅速性・専門性などの特性を生かした施策やアイデアを公募し、提案団体との協働の実現に向けた支援を行います。

⑦ 財政基盤の確立に向けた支援

社会貢献活動団体からの要望も多い財政面における支援の充実を図るため、その活動に賛同する区民や企業の寄付により団体活動を支える基金制度など、新たな財政支援を検討します。

⑧ 協働協定書の活用

区と社会貢献活動団体が協働のルールやプロセスを十分に踏まえた円滑な協働を進めるため、事業の目的や役割分担・費用・責任の所在などを記載する「協働協定書」を締結し、事業実施前に双方が再確認し合います。

⑨ 協働事業の評価

協働をより効果的に推進するため、協働事業の目標達成度や社会貢献活動団体の特性がどの程度生かされたかなどの評価を行い、既存の事業を検証・見直すとともに、その結果を次の協働事業の検討や実施に際して改善・反映し、公開性・公平性・透明性を確保していきます。

⑩ 協働推進会議（仮称）の設置

学識経験者や団体代表者などで構成する第三者機関を設置し、協働事業の推進に関する審議をはじめ、提案された協働事業の審査・検討や協働事業の評価などを行います。

(3) 活発な社会貢献活動を支援するための拠点づくりを進めます

社会貢献活動団体の活動基盤の強化を図るため、活動支援や交流の場などの機能を持つ拠点を整備します。

① 活動推進センター（仮称）の整備

NPOやボランティア団体の情報交換の場である「NPO・ボランティア団体交流サロン」の機能を発展的に継承しつつ、区内における社会貢献活動の一層の活性化と普及促進を図るため、社会貢献活動を推進する拠点として整備していきます。

なお、「活動推進センター（仮称）」の主な機能は、以下のとおりです。

ア 社会貢献活動についてのインフォメーションセンターとして

- ・社会貢献活動に関する総合的・専門的な相談
- ・情報の収集・提供

イ 社会貢献活動の活性化に向けた拠点として

- ・人材の育成・確保への支援
- ・「情報交換の場」や「活動の場」の提供
- ・交流会・各種講座の開催

ウ 地域ネットワークの中核として

- ・地域での社会貢献活動や協働事業を促進するコーディネーター機能
- ・団体との連絡会の開催

② 新たな活動拠点の確保

区民館などの地域に密着した区の施設を安価に利用できるよう、社会貢献活動団体が地域活動に取り組みやすい環境づくりを進めます。また、町会・自治会などの地域活動拠点となる「地域コミュニティルーム」の未整備地域においては、再開発などに合わせて整備を進めます。

さらに、社会貢献活動団体の会議の場や相互に交流・ネットワークするための活動拠点として、空きオフィスや企業会議室も活用できるよう、企業に働きかけていきます。

(4) 協働を全庁的に推進していくための体制を整備します

区が全庁をあげて協働を推進していくために、職員の意識啓発や協働推進マニュアルを作成するなど、協働のパートナーとなり得る体制づくりを進めます。

① 職員の意識啓発

職員が協働に関する正しい知識を持つことは非常に重要であり、今後、職員研修の充実などを通じて職員の意識啓発を進めます。研修では、区民や社会貢献活動団体と一緒に学ぶ機会を設けたり、社会貢献活動団体への職員^{※2}のインターンシップ制度の導入を検討します。

また、職員が積極的にボランティア活動に参加し、その体験を積むことは協働を進める上でも大変重要であるため、職員におけるボランティア休暇制度の活用を促進していきます。

② 協働推進マニュアルの作成

各部局が協働事業を実際に行っていく上でのマニュアルを作成します。具体的には、協働形態の選択、協働相手の選定、合意・実施のプロセス、評価・フィードバックの方法などについての手順を明らかにします。

③ 社会福祉協議会との連携強化

区内におけるボランティア活動に関する豊富な知識や経験を持つ社会福祉協議会「ボランティア区民活動センター」との連携を強化し、社会貢献活動に関する「中間支援組織」のあり方や協働に関する各種施策の展開など、協働を推進する体制を整備します。

④ 庁内推進体制の整備

区の各部局から構成される庁内会議を設置し、協働事業への取組状況や調整などを行い、全庁的に協働事業を推進する体制を整備します。

⑤ 既存事業の協働化に向けての検討

社会貢献活動団体が持つ柔軟性・迅速性・専門性などの特性を生かして、より効果的かつ効率的な施策展開を推進していくため、新たな協働事業の検討や既存事業の協働化に向けての検討を行い、行政サービスに協働の手法を積極的に取り入れていきます。

※3

⑥ 地域通貨の研究

地域通貨は、地域内での経済循環の活性化など経済的効果とコミュニティ再生への効果が期待されています。先行事例を参考にしながら、都心区としての「協働」によるまちづくりに向けた地域通貨の位置付けと役割などを研究します。

⑦ 国・東京都・特別区との連携強化

社会貢献活動団体に対する支援は、国をはじめ、東京都、特別区においてもさまざまな施策が展開されています。そのため、それら関係行政機関との連携を強化するとともに、区は基礎的自治体として身近な地域に関連する施策の展開を充実します。

<用語解説>

※1 コミュニティビジネス

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業をいいます。

※2 インターンシップ

企業や市民活動団体での実習訓練期間、体験就業をいいます。

※3 地域通貨

お互いに助けられ支え合うサービスや行為を、時間や点数、地域やグループ独自の紙券などに置き換え、これを「通貨」としてサービスやモノと交換して循環させるシステムを指します。